## 5 - 32 乗車装置

- 5-32-1 性能要件(視認等による審査)
  - (1) 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できるものとして構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 20 条第 1 項関係、細目告示第 182 条第 1 項関係)

自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車 を確保できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げる乗車装置はこの基準に 適合するものとする。

- ア 側面にとびら、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握 り手を有するもの
- イ 二輪自動車の後部座席であって、握り手及び足かけを有するもの
- ウ 消防自動車の立席であって、握り棒及び滑り止めを施した踏板(奥行 30cm 以上)を有するもの
- エ バス型自動車の立席であって、つり革、握り棒又は握り手を有するもの リンク式ドア開閉装置にあっては、構造上乗客の足をはさむ等安全な乗車を確保できないお それのあるものでないこと。
- (2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、これらの者の用 に供する車室(以下「客室」という。)を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付 二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに緊急自動車にあつては、この限りでない。 (保安基準第20条第2項)
- (3) 自動車の運転者室及び客室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。(保安基準 第 20 条第 3 項)
- (4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、5-38に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装には、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの難燃性の材料を使用しなければならない。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第182条第2項関係)

指定自動車等に備えられている内装と同一の材料であって、かつ、同一の位置に使用されているもの

公的試験機関等が実施した試験結果を記載した書面その他により、難燃性であることが明らかである材料

鉄板、アルミ板、FRP、厚さ3mm以上の木製の板(合板を含む。)及び天然皮革

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに 準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

(5) (4)において、次に掲げるものは、「内装」とされないものとする。(細目告示第 182 条第 3 項関係)

車体に固定されていないもの

表面の寸法が長さ 293mm 又は幅 25mm に満たないもの

(6) 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネル(運転者席及びこれと並列の座席の

前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。)は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものでなければならない。ただし、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 20km/h 毎時未満の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 20 条第 5 項関係、細目告示第 182 条第 4 項関係)

- (7) 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(6)の基準に適合するものとする。(細目告示第 182 条第 5 項関係)
- 5 32 2 欠番
- 5 32 3 欠番
- 5 32 4 適用関係の整理
  - 4-32-4の規定を適用する。